

静岡市における 水道料金体系の一元化について

静岡市 上下水道局
水道総務課

一元化前の水道料金体系

静岡地区 口径別、従量制

清水地区・蒲原地区 用途別、従量制

	基本料金(水道メーターの口径別)		従量料金・超過料金(使用水量1m ³ につき) 1ヶ月分 消費税込み (円)					
	口径	基本料金	10m ³ まで	10m ³ ~20m ³	20m ³ ~50m ³	50m ³ ~100m ³	100m ³ ~500m ³	500m ³ ~
静岡地区	13mm	430.50	67.20	120.75	160.65	186.90	206.85	220.50
	20mm	430.50						
	25mm	593.00						
	40mm	2,163.00						
	50mm	3,202.50						
	75mm	8,011.50						
	100mm	13,639.50						
150mm	29,841.00							
清水地区	家事用	682.50		115.50	186.50	157.50	183.75	210.00
	業務用	756.00		136.50	152.75	189.00	220.50	246.75
	日本平鋼光地給水用	1,533.00		10~1,000m ³ 204.50円/m ³		1,000m ³ ~ 252.00円/m ³		
	船舶給水用	4,587.50		13m ³ ~	304.50円/m ³			
	大口口径施設 特別使用料金			40mm 2,520.00 100mm 25,620.00	50mm 6,300.00 150mm 44,835.00	75mm 12,705.00 200mm 83,370.00		
蒲原地区	区分	基本料金	10m ³ まで	10m ³ ~20m ³	20m ³ ~50m ³	50m ³ ~150m ³	150m ³ ~	
	一般用(専用・共用)	840.00		105.00	115.50	186.50	157.50	
	臨機張(専用)	2,625.00		11m ³ ~	262.50円/m ³			
	メーター使用料		13mm 52.50 30mm 178.50 75mm 1,690.00	20mm 105.00 40mm 210.00 100mm 2,100.00	25mm 126.00 50mm 1,470.00			

料金改定の状況

静岡地区(口径別従量料金制)			清水地区(用途別従量料金制)			蒲原地区(用途別従量料金制)		
施行日	平均改定率	備考	施行日	平均改定率	備考	施行日	平均改定率	備考
H 5.4.1	31.31%		S57.4.1	25.00%		H 8.4.1	12.10%	
H 9.4.1	16.05%		H 4.4.1	20.00%		H 9.4.1	2.00%	
H13.4.1	8.48%	現行料金	H 9.4.1	22.15%	現行料金	H11.10.1	14.80%	現行料金

※平成9年4月1日 消費税率引き上げ(3%→5%)

水道料金一元化の経緯

①合併時のすり合わせ方針

- ・ 当分の間、現行どおりとし、
新市における水道事業計画を速やかに策定し料金体系を検討(旧静岡市と旧清水市)
- ・ 当分の間、現行どおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に調整を図る(旧蒲原町)

②料金体系・水準

- ・ 3地区で料金体系・水準が異なり、使用者負担に地域格差が生じている

③料金体系の一元化の必要性、妥当性

- ・ 適正な料金水準を確保し、使用者負担の公平性を確保
- ・ 施設整備面において地域間格差を解消し、均衡のとれた給水サービスを提供

建設計画

①静岡地区

- ・ 財政計画期間中、主に6事業、約111億円の施設整備事業を計画
- ・ 給水人口1人あたりに換算しますと約25,000円の整備費

②清水地区

- ・ 財政計画期間中、主に6事業、約84億円の施設整備事業を計画
- ・ 給水人口1人あたりに換算しますと約36,000円の整備費

③蒲原地区

- ・ 財政計画期間中、主に5事業、約9億円の施設整備事業を計画
- ・ 給水人口1人あたりに換算しますと約72,000円の整備費

(1) 収益的収支 (税抜き)

財政計画

①収入	決算見込		決算見込				(単位:千円)
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
水道料金	10,383,125	10,383,125	10,050,864	10,050,864	10,050,864	10,050,864	
その他	282,449	292,552	301,435	301,435	301,435	301,435	
計	10,665,574	10,675,677	10,352,299	10,352,299	10,352,299	10,352,299	

②支出

区分	(単位:千円)					
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費 ⇒	1,583,880	1,578,158	1,570,158	1,538,158	1,538,158	1,538,158
委託料 ⇒	866,018	1,060,176	1,511,193	1,551,740	1,558,801	1,482,782
修繕費 ⇒	952,125	990,584	936,085	912,052	969,482	978,943
動力費 ⇒	431,720	469,695	474,392	479,136	483,927	488,767
支払利息 ⇒	1,453,929	1,409,246	1,338,501	1,275,360	1,237,629	1,207,804
減価償却費 ⇒	2,220,595	2,460,202	2,600,836	2,645,836	2,601,436	2,939,836
その他 ⇒	1,655,216	1,688,303	1,818,929	1,760,313	1,762,813	1,729,816
計	9,163,483	9,656,364	10,250,094	10,162,595	10,352,246	10,346,086

区分	(単位:千円)					
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収支差引	1,502,091	1,019,313	102,205	189,704	53	6,213

(2) 資本的収支(税込)

① 収入 (単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
企業債 ⇒	3,253,400	2,450,000	1,800,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
補助金 ⇒	284,558	223,077	158,700	106,397	47,636	43,514
工事負担金	215,396	181,151	211,273	159,758	220,364	180,320
計	3,753,354	2,854,228	2,169,973	2,666,155	2,668,000	2,623,834

② 支出 (単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
建設改良費	5,273,694	5,335,915	4,331,028	6,211,428	6,300,328	6,174,328
企業債償還金	2,412,572	2,443,648	2,249,532	2,111,052	2,090,231	2,074,415
その他	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000
計	7,686,266	7,779,563	6,581,560	8,323,480	8,391,559	8,249,743

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本的収支不足額 ⇒	-3,932,912	-4,925,335	-4,411,587	-5,657,325	-5,723,559	-5,625,909

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
繰入金財源残高 ⇒	10,037,956	9,719,916	8,550,397	6,298,198	3,952,075	1,808,790

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
企業債残高	41,016,747	41,023,099	40,573,567	40,862,515	41,172,284	41,497,869

料金一元化の5方針

方針1

- 料金算定方式は、法令・通達に基づき、使用者にとって算定経費が明確で、合理的な料金水準を定めることができる総括原価方式を継続して採用

総括原価方式

原価＝(事業を維持するのに必要な費用－控除項目)＋資産維持費

算
定
方
式

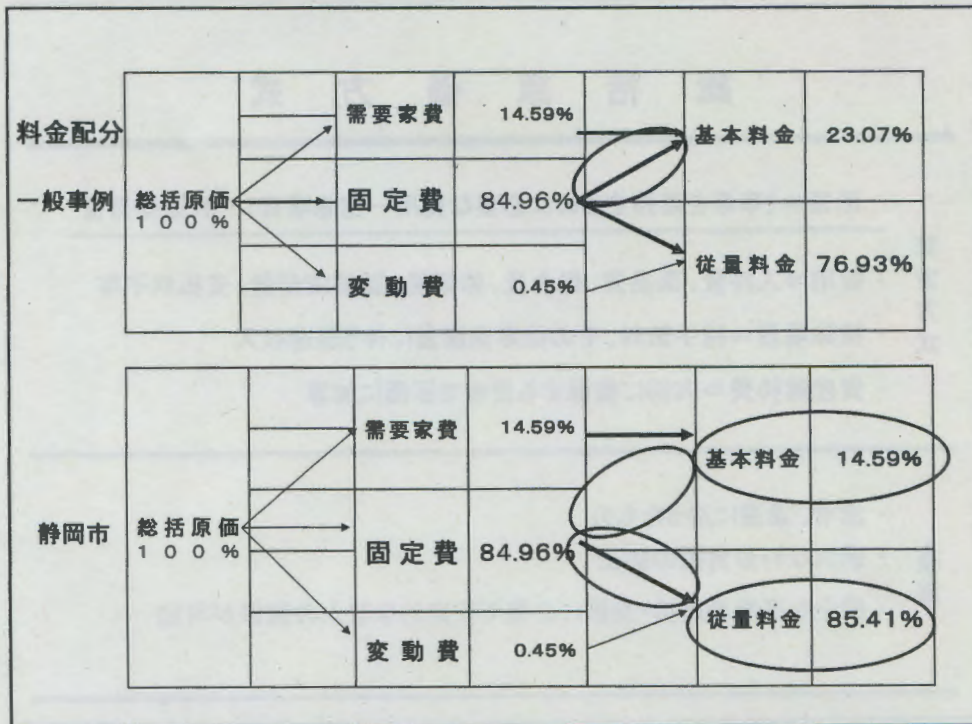
- ・費用⇒人件費、薬品費、動力費、修繕費、減価償却費、支払利子等
- ・控除項目⇒諸手数料、その他事業運営に伴う関連収入
- ・資産維持費⇒内部に留保する資金で原価に加算

長
所

- ・法令、通達に沿ったもの
- ・過大な料金負担の防止
- ・健全な事業の維持・発展に必要で安定的な収入の確保が可能

方針2

- 料金の配分「基本料金、従量料金」
- 料金算定期間は「水道料金算定要領」の
基準範囲内の4年(平成20年度～平成23年度)



方針3

- 料金体系は、受益と負担の関係をより明確にし、
使用者が得られるサービスに必要な原価を徴収する
という考えから、口径別料金体系を採用

方針4

- 低廉な生活用水を維持するため、

逓増型料金体系を継続

方針5

- 使用者の節水努力が報われ、

使用者の使用水量に見合った負担が可能となるよう

基本水量制は採用せず、基本料金の低減を図る。

料金体系

全体平均改定率	△3.20%
・静岡地区	△7.67%
・清水地区	4.08%
家事用	16.62%
業務用	△15.34%
日本平用	△24.99%
船舶用	△30.53%
・蒲原地区	18.65%

【基本料金(税込)】

メーターの口径	新料金	静岡地区 (現行料金)	改定率	清水地区 (家事用)	改定率	清水地区 (業務用)	改定率	清水地区 (日本平用)	改定率	清水地区 (船舶用)	改定率	蒲原地区 (一般用)	改定率	蒲原地区 (臨時用)	改定率
13mm	399.00円	430.50円	△7.32%	682.50円	△41.54%	756.00円	△47.22%	1,533.00円	△73.97%	4,567.50円	△91.26%	892.50円	△55.29%	2,677.50円	△85.10%
20mm	399.00円	430.50円	△7.32%	682.50円	△41.54%	756.00円	△47.22%	1,533.00円	△73.97%	4,567.50円	△91.26%	945.00円	△57.78%	2,730.00円	△85.38%
25mm	651.00円	693.00円	△6.06%	682.50円	△4.62%	756.00円	△13.89%	1,533.00円	△57.53%	4,567.50円	△85.75%	966.00円	△32.61%	2,751.00円	△76.34%
40mm	2,005.50円	2,163.00円	△7.28%	3,202.50円	△37.38%	3,276.00円	△38.78%	4,053.00円	△50.52%	4,567.50円	△56.09%	1,050.00円	91.00%	2,835.00円	△29.26%
50mm	2,971.50円	3,202.50円	△7.21%	6,982.50円	△57.44%	7,056.00円	△57.89%	7,833.00円	△62.06%	4,567.50円	△34.94%	2,310.00円	28.64%	4,095.00円	△27.44%
75mm	7,413.00円	8,011.50円	△7.47%	13,387.50円	△44.63%	13,461.00円	△44.93%	14,238.00円	△47.94%	4,567.50円	62.30%	2,520.00円	194.17%	4,305.00円	72.20%
100mm	12,621.00円	13,639.50円	△7.47%	26,302.50円	△52.02%	26,376.00円	△52.15%	27,153.00円	△53.52%	4,567.50円	176.32%	2,940.00円	329.29%	4,725.00円	167.11%
150mm	27,604.50円	29,841.00円	△7.49%	45,517.50円	△39.35%	45,591.00円	△39.45%	46,368.00円	△40.47%	4,567.50円	504.37%	-	-	-	-

※蒲原地区については、基本料金+メーター使用料金の額である。

【従量料金(税込)】

区分	新料金	静岡地区 (現行料金)	改定率	清水地区 (家事用)	改定率	清水地区 (業務用)	改定率	清水地区 (日本平用)	改定率	清水地区 (船舶用)	改定率	蒲原地区 (一般用)	改定率	蒲原地区 (臨時用)	改定率
10mまでの分	63.00円	67.20円	△6.25%	0.00円	-	0.00円	-	0.00円	-	0.00円	-	0.00円	-	0.00円	-
10mを超え20mまでの分	112.35円	120.75円	△6.96%	115.50円	△2.73%	136.50円	△17.69%	204.75円	△45.13%	304.50円	△63.10%	105.00円	7.00%	262.50円	△57.20%
20mを超え50mまでの分	149.10円	160.65円	△7.19%	136.50円	9.23%	162.75円	△8.39%	204.75円	△27.18%	304.50円	△51.03%	115.50円	29.09%	262.50円	△43.20%
50mを超え100mまでの分	173.25円	186.90円	△7.30%	157.50円	10.00%	189.00円	△8.33%	204.75円	△15.38%	304.50円	△43.10%	136.50円	26.92%	262.50円	△34.00%
100mを超え500mまでの分	192.15円	206.85円	△7.11%	183.75円	4.57%	220.50円	△21.86%	204.75円	△6.15%	304.50円	△36.90%	157.50円	22.00%	262.50円	△26.80%
500mを超える分	204.75円	220.50円	△7.14%	210.00円	△2.50%	246.75円	△17.02%	204.75円	0	304.50円	△32.76%	157.50円	30.00%	262.50円	△22.00%

※清水地区(船舶用)は、15mを超える分より304.50円となる。(それ以下は0円)

※蒲原地区については、50mを超え150mまでの分については136.50円、150mを超える分については157.50円となる。

政令指定都市、県内都市水道料金比較表(平成19年6月現在)

政令指定都市水道料金比較表(口径20mm、一般家庭用1ヶ月あたり税込み)

10m ³ 使用			20m ³ 使用			30m ³ 使用			40m ³ 使用			50m ³ 使用		
順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)	順位	都市名	料金(円)
1	清水地区	682	1	清水地区	1,837	1	蒲原地区	3,150	1	蒲原地区	4,305	1	蒲原地区	5,460
2	川崎市	756	2	蒲原地区	1,995	2	清水地区	3,202	2	清水地区	4,567	2	清水地区	5,932
3	広島市	903	3	大阪市	2,016	3	大阪市	3,318	3	浜松市	5,061	3	新料金(案)	6,625
4	京都市	913	4	浜松市	2,100	4	浜松市	3,433	4	大阪市	5,082	4	大阪市	6,846
5	横浜市	919	5	新料金(案)	2,152	5	新料金(案)	3,643	5	新料金(案)	5,134	5	浜松市	6,971
6	神戸市	924	6	川崎市	2,215	6	北九州市	3,832	6	北九州市	5,491	6	静岡地区	7,129
7	蒲原地区	945	7	静岡地区	2,310	7	静岡地区	3,916	7	静岡地区	5,523	7	北九州市	7,150
8	大阪市	997	8	広島市	2,341	8	神戸市	4,074	8	京都市	6,300	8	新潟市	7,560
9	新料金(案)	1,029	9	北九州市	2,352	9	川崎市	4,205	9	神戸市	6,331	9	京都市	8,284
10	北九州市	1,050	10	神戸市	2,446	10	京都市	4,315	10	川崎市	6,399	10	神戸市	8,589
11	浜松市	1,092	11	横浜市	2,578	11	東京都	4,399	11	新潟市	6,415	11	川崎市	8,594
12	静岡地区	1,102	12	京都市	2,614	12	広島市	4,473	12	東京都	6,520	12	東京都	8,641
13	名古屋市	1,207	13	東京都	2,688	13	堺市	4,830	13	広島市	6,604	13	広島市	9,009
14	堺市	1,207	14	名古屋市	2,782	14	横浜市	4,951	14	横浜市	7,350	14	堺市	9,870
15	東京都	1,344	15	堺市	2,782	15	名古屋市	5,008	15	名古屋市	7,602	15	名古屋市	10,195
16	札幌市	1,386	16	千葉市※	3,100	16	新潟市	5,271	16	横浜市	7,776	16	仙台市	10,552
17	さいたま市	1,501	17	福岡市	3,202	17	さいたま市	5,649	17	千葉市※	8,230	17	横浜市	10,600
18	千葉市※	1,530	18	さいたま市	3,339	18	千葉市※	5,670	18	仙台市	8,400	18	千葉市※	10,790
19	福岡市	1,575	19	札幌市	3,486	19	福岡市	5,754	19	札幌市	8,683	19	札幌市	11,466
20	仙台市	2,152	20	仙台市	4,095	20	札幌市	5,901	20	福岡市	8,736	20	福岡市	11,718
21	新潟市	3,129	21	新潟市	4,200	21	仙台市	6,247	21	さいたま市	8,904	21	さいたま市	12,159
	他都市平均	1,312		他都市平均	2,805		他都市平均	4,721		他都市平均	6,945		他都市平均	9,201

※区域の大部分が県営

静岡市水道料金等懇話会

1 設置目的

- 水道料金及び手数料について、
広く意見を求める
- 水道料金及び手数料について、
総合的に検討し、静岡市公営企業管理者に
対して意見を述べる

2 委員構成(15名) ※会長に東海大学短期大学部教授を選任

NO	委員分類	団体名	人数
1	学識経験者	静岡経済研究所	2名
2		東海大学短期大学部*	
3	各種団体	蒲原商工会	9名
4		静岡市自治会連合会(駿河区)	
5		静岡商工会議所	
6		静岡市自治会連合会(葵区)	
7		蒲原地区連合自治会	
8		静岡市自治会連合会(清水区)	
9		静岡市しみず女性の会	
10		清水商工会議所	
11		しずおか女性の会	
12	公募委員	葵区在住	4名
13		駿河区在住	
14		清水区在住	
15		清水区在住	

3 任 期 平成19年6月12日から平成19年12月28日まで

4 開催日程

回数	開催日	開催時間	開催場所
第1回	6月12日(火)	10時00分～12時00分	清水庁舎会議室
第2回	7月17日(火)	10時00分～12時00分	清水庁舎会議室
第3回	8月21日(火)	10時00分～12時00分	清水庁舎会議室
第4回	9月18日(火)	10時00分～12時00分	清水庁舎会議室
第5回	10月16日(火)	10時00分～12時00分	清水庁舎会議室

5 会議内容

- 第1回 委嘱状交付、事業の概要、現状及び課題、
財政運営の状況、水道料金体系等
- 第2回 料金の概要、財政計画(案)、新料金体系(素案)、
審査・検査手数料(改定案)
- 第3回 新料金体系(素案)等についての討論
- 第4回 静岡市水道料金等に関する意見書(案)
- 第5回 静岡市水道料金等に関する意見書の調整、
公営企業管理者へ意見書の提出

静岡市水道料金等に関する意見書

1 水道事業の重要性について

- 今後も一層効率的かつ計画的に水道事業を推進するとともに、時代の要請に応えた運営を図り、安全で安心な水道水を安定的に供給されるよう要望します

2 水道料金一元化の必要性、妥当性等について

- 一元化は、市民負担公平の原則から必要なものであり、さらに、合併以降取組んできた施設・設備改良事業の地域間格差解消実績などから、妥当かつ緊急性を有するものであるため、速やかに実施されるよう要望します

3 水道事業の基本的な考え方

- (1) 建設計画は、…必要かつ妥当なものとして、適切であると考えます
- (2) 財政計画は、…算定期間中の収入・支出両面における見込みは、適切であるものと考えます

4 水道料金の一元化に関する基本の方針

- (1) 5つの基本方針について
 - ① 「総括原価方式」は、…継続して採用されることが適切であると考えます
 - ② 「料金算定期間」は、…適切であると考えます
 - ③ 「料金体系」は、…「口径別料金体系」を採用されることが適切であると考えます
 - ④ 「逦増従量料金制と水量ランク区分」は、…継続して採用されることが適切であると考えます
 - ⑤ 基本料金に一定水量を付与する「基本水量制」は、…採用しないことが適切であると考えます

(2) 料金水準について

- ① 「賦課総額」は、全体で3.20%の引き下げを提案しており、企業としての努力が認められ適切であると考えます
- ② 少水量使用者に対して、基本料金を引き下げていることは、節水努力に配慮するとともに環境に対する負荷の軽減からも評価できるものと考えます
- ③ 「清水地区」は11年間、「蒲原地区」でも約9年間改定は行われず現在に至っており、施設の整備・改良等の観点からも、両地区の料金引き上げは、やむをえないものと考えます
- ④ 「静岡地区」は、料金の負担に関し、他地区と比べ不均衡な状態に置かれたことは、早急に改善されなければならないものと考えます
- ⑤ 水道料金は、金額の多寡によるものではなく、その得られるサービスとの均衡が図られるべきであり、今後、蒲原地区や清水地区における基幹施設に対する建設改良等を早急に実施に移し、施設面における静岡地区との格差是正が望まれます
- ⑥ 「新料金水準」は、県内の他市町と比べ過大なものではなく、全国の政令指定都市の中では安価な部類であるため、納得すべきものと考えます